



# 平成30年度 就学援助制度のお知らせ

**既に平成30年度就学援助の申請を行い、認定の結果を受けた世帯、および申請中の世帯は、再度の申請は必要ありません。**

※平成30年度の市民税所得割額が基準額以下の方は、7月31日までに申請すると4月に遡って認定されます。それ以外の要件の方は、申請月からの認定となります。

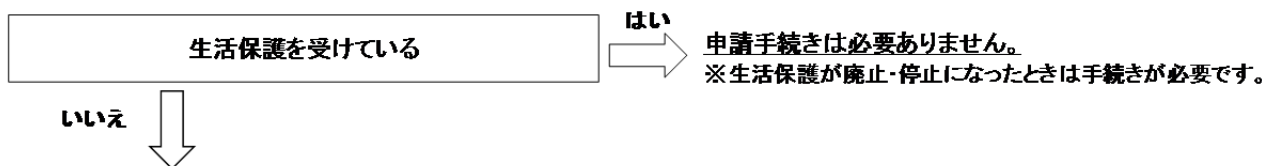
福岡市教育委員会では、市内の市立小・中学校に通学するお子さま、または、市内に居住し国・県立の小・中学校に通学するお子さまをもつ世帯のうち、経済的な理由により、学校での学習等に必要な費用の支払いにお困りの世帯に対して「就学援助制度」を設けています。

申請などで不明な点があれば、**お子さまが通学している小・中学校** または **教育委員会教育支援課** (TEL 092-711-4693) におたずねください。

## 1 申請方法等

下記のフロー図を参考に、申請が必要な場合は、裏面「2. 申請に必要なもの」に記載の書類等を準備のうえ、申請先へご持参ください。

申請書は受付窓口に設置していますので、申請に必要な書類等を持参された際に記載していただきます。



下記要件①～⑦の**いずれか1つ**に該当する (各要件毎に必要な書類は裏面「2 申請に必要なもの」をご確認ください。)  
※保護者である父母が同じ要件に該当している必要があります。(ひとり親家庭等の場合を除く。)

- ① 生活保護の廃止・停止を受けたがなお経済的に困っている方
- ② 市民税が非課税であるか、又は減免の適用を受けている方
- ③ 国民年金又は国民健康保険の保険料の全額減免をうけている方
- ④ 職業安定所登録の日雇い労働者の方、又は生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている方
- ⑤ ひとり親家庭などで児童扶養手当を受けている方
- ⑥ 保護者の市民税 所得割額の合計が基準額以下である方 (税額の確認方法については教育委員会ホームページをご参照ください。)

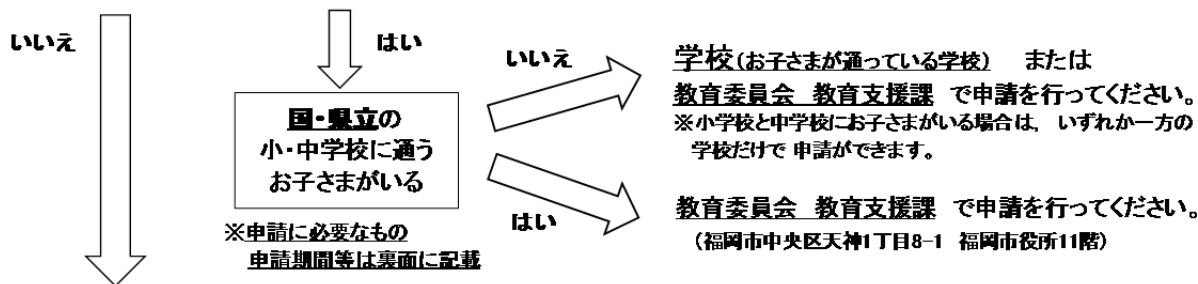
税証明書類 の年度	市民税 所得割額 (16歳未満のお子さまの人数に応じて下記の額以下)					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
平成30年度	80,200円	108,500円	136,900円	167,300円	195,800円	224,200円

[16歳未満のお子さまの人数] 平成14年1月2日～平成30年1月1日までに生まれたお子さまの人数

※父、母の平成30年1月1日現在の居住市町村が指定都市以外で課税の場合は、教育委員会教育支援課へご連絡ください。

平成30年度市民税所得割額が基準以下の場合、H30.7.31までに申請すれば、平成30年4月に遡れます。

- ⑦ 上記の①～⑥にはあたらないが、特別な事情により、前年に比べて収入が減少し、認定基準以下の状態にあると認められる方



**就学援助の対象とはなりません。**

※申請手続きは原則必要ありませんが、審査を希望される方は受付いたします。

## 2 申請に必要なもの

- (1) 印鑑 (シャチハタ等のスタンプ印は不可)  
 (2) 就学援助費の振込先を希望される口座の通帳やキャッシュカードなど  
 (3) 前ページの「1. 申請方法等」の要件①～⑦に応じた証明書類 (下記のいずれか)

要件	申請に必要な証明書類
①	生活保護 停止・廃止決定通知書
②	市・県民税 非課税証明書 又は 減免通知書
③	国民年金保険料 免除申請承認通知書 又は 国民健康保険料 減免承認決定通知書 等 (申請時に全額の減免を受けていること)
④	日雇労働被保険者手帳 又は 生活福祉資金貸付決定通知書 等
⑤	児童扶養手当 証書 (申請時点で有効期限内の証書であること)
⑥	市民税を証明する書類 (次のア～ウの書類のいずれか) ア) 市・県民税 特別徴収税額の通知書 ⇒毎年5～6月頃に会社から渡されます。 イ) 市・県民税 納税通知書 (表紙及び課税明細書の部分) ⇒毎年6月中旬頃に区役所から送付されます。 ウ) 市・県民税 課税証明書 (福岡市以外の市町村での名称は「所得課税証明書」等) ⇒各区役所 課税課, 福岡市税証明郵送請求センター等で発行しています。
⑦	平成30年度市民税額を証明する書類 及び 収入が減少していることがわかる書類 等 (詳しくは 教育委員会教育支援課までお問い合わせください)

※ 証明書類は、原則として保護者である父母2名分が必要です。(ひとり親家庭等の場合を除く。)

※ お子さまを父母以外の方が扶養している場合は、その方の証明書類も必要です。

※ 証明書等に不備がある場合は、認定できません。

## 3 申請時期等

申請時期により、就学援助費の認定および支給時期が下記のとおり異なります。

「2 申請に必要なもの」を準備のうえ、お早めに申請をお願いします。

申請時期	認定・支給
平成30年6月1日～ 平成30年7月31日	申請月分から認定・支給 (ただし、平成30年度の税の証明書で申請する場合は、平成30年4月分から)
平成30年8月1日～ 平成31年3月29日	申請月分から認定・支給

※ 上記にかかわらず、市外から転入された場合は、その前月以前の分は認定・支給されません。

( 転入前の市町村にご相談ください。 )

## 4 支給項目, 支給方法

支給項目	小学校		中学校		支給方法
	対象学年, 支給額	対象学年, 支給額	対象学年, 支給額	対象学年, 支給額	
給食費	全学年		全学年		就学援助の受給期間中は、保護者への請求および口座からの引落はありません。
学用品費等	1年	12,990円	1年	24,590円	左記金額を、各学期末(7月, 12月, 3月)の3回に分けて支給します。 ※認定月が4月の世帯の支給額です。認定月により、支給額が異なります。
	2～6年	15,220円	2, 3年	26,820円	
入学準備金	1年	40,600円	1年	47,400円	認定月が4月の世帯のみ支給します。
修学旅行費	6年生		2年生		参加後に、学校からの報告を受けて支給します。(約3～4ヶ月後) ※参加時点で、就学援助の受給期間中でないと対象となりません。 ※修学旅行費, 校外活動費は支給上限額があります。
社会科見学費	5年生				
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	全学年		全学年		
卒業記念品費	6年生		3年生		購入後に、学校からの報告を受けて支給します。(3学期末) ※購入時点で、就学援助の受給期間中でないと対象となりません。 ※いずれの項目も、支給上限額があります。
体育実技用具費 (柔道着のみ)			全学年		
通学費	全学年		全学年		対象世帯のみ、学校からの報告を受けて支給します。(各学期終了後) ※支給要件があるため、詳しくは学校にご相談ください。
災害給付金	全学年		全学年		事実発生後に、支給します。

※各支給項目の金額については、教育委員会ホームページをご覧ください。申請時に職員におたずねください。